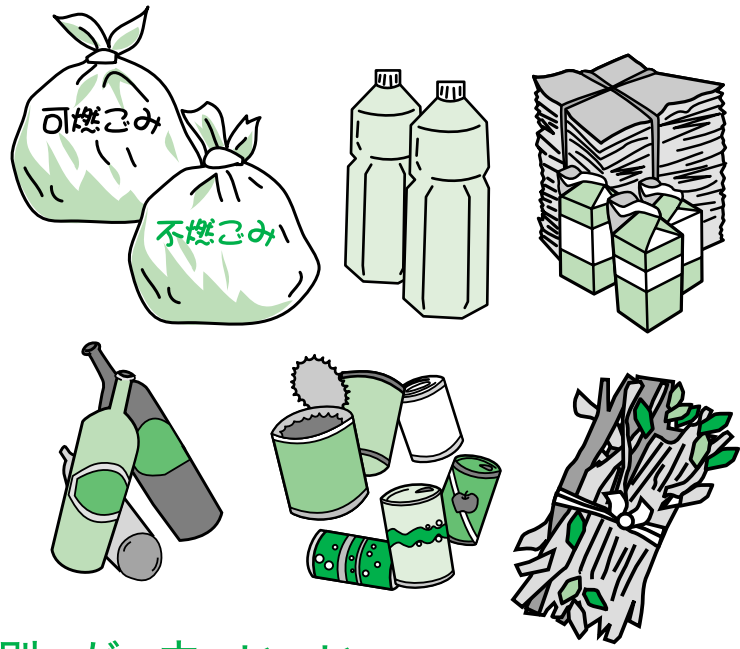


狛江市 ごみ半減新聞

K O M A E

Vol.44 平成24年7月

発行 狛江市建設環境部清掃課
〒201-0004 狛江市岩戸北1-1-11
狛江市ピン・缶リサイクルセンター内
☎03-3488-5300(直通)



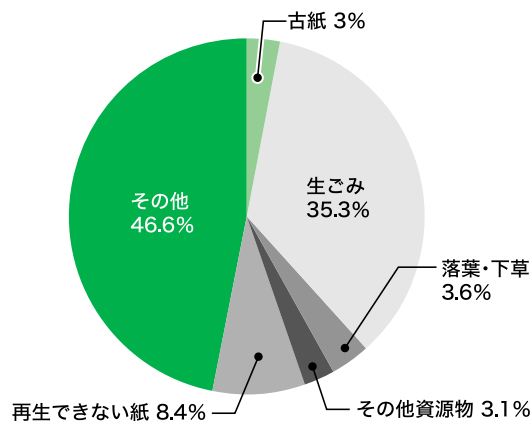
ごみ分別の再確認を お願いいたします

皆様が出されたごみは、狛江市内では処理することができないため、稲城市のクリーンセンター多摩川に処理をお願いしています。こちらでは狛江市と地元である稲城市、他に国立市・府中市の燃やせるごみを焼却しています。分別されていないごみ
が原因で、何度も火災や爆発が起こっています。出したあとは分別することができません。より一層のご協力をお願いします。

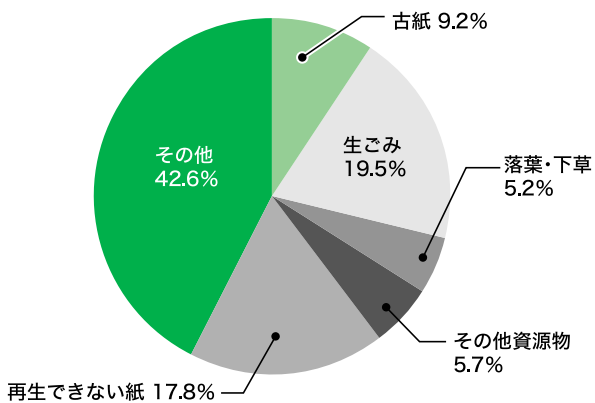
燃えるごみの中には…

清掃課では、可燃ごみがどれくらい分別されているか調べたところ、前回よりも古紙やその他の資源物が減少しており、分別されていることが分かりました。今後とも分別にご協力をお願いします。

平成23年度 (平成24年3月29日実施)

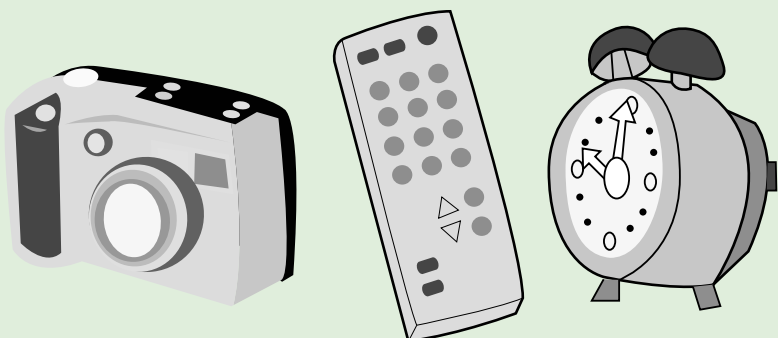


平成22年度 (平成23年3月29日実施)



電池類の確認を！！

小型電気類の中には電池類が入っていることがありますので、出すときには確認し、入っている場合は必ず取り除いてください。乾電池をごみで出すときには、有害ごみの収集日にお出しく下さい。充電式電池はリサイクル協力店へ(詳しくは狛江市ごみ・リサイクルカレンダーをご覧ください)



毛布・カーテンは古布の日に

平成24年4月より、毛布(電気毛布は除く)・カーテンが古布(資源物)として出すことができます。
※出すときは、束ねて出してください。

注意！

古布でカーテンを出すときには金属類(金属類は不燃ごみ)を取り除き出してください。

◆これは古布ではありません。

- ・布団類・電気毛布・キルティング製品・綿入り製品(大きさによって可燃ごみ又は粗大ごみ)

ごみの分け方と出し方

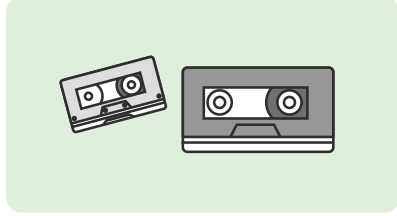
可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ 有料

資源物・有害ごみ・発火物 無料

詳しくは狛江市ごみ・リサイクルカレンダーをご覧ください。

可燃ごみ

生ごみ、フィルム状プラスチック、皮革、ゴム、プラスチック製品で大きさがおおむね15cm未満のもの、資源にならない紙ごみ(ティッシュペーパー等)

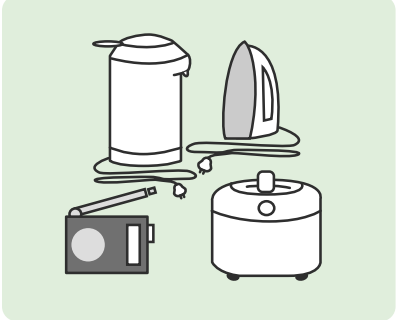


カセットテープ・ビデオテープ

これらを不燃ごみに入れてしまうと、碎く機械にテープが絡まって壊れてしまうことがありますので、必ず燃えるごみで出してください。

不燃ごみ

皮革・ゴム・プラスチック製品で大きさがおおむね15cm以上50cm未満のもの、金属を含む50cm未満のもの

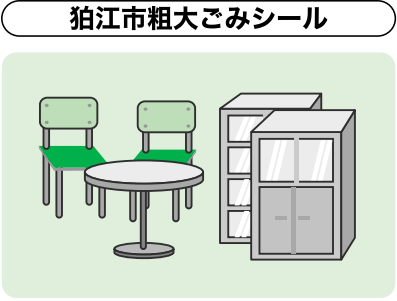


小型電気製品

50cm未満の家電製品は、不燃ごみで出すことができます。(小型炊飯器・ポット等)

粗大ごみ

一辺の長さが50cmを越えるもの。50cm未満でも、重量のあるもの(電子レンジ等)については粗大ごみの扱いになります。また、市で収集できないもの(電子レンジ等)



申し込み方法

- ①電話または清掃課窓口でお申し込みください。収集日をご案内します。
- ②申し込める品物は7点までです。一度収集すると30日あけていただきます。引越しの場合は、10点まで申し込みできます。
- ③大きさによって料金が異なる品物もあります。あらかじめ測ってからお申し込みください。
- ④申し込み時に金額をお知らせしますので、その金額の狛江市粗大ごみシールを購入してください。
- ⑤当日朝8時30分までに道路に面した敷地内(集合住宅の場合、決められた集積所)に出してください。
- ⑥追加・変更がある場合は、必ず収集日前日(土・日・祝日を除く)の17時までに清掃課に連絡をしてください。

有害ごみ

蛍光灯、電球型蛍光灯(割れたものも含む)・乾電池・その他水銀を含んだもの。

●蛍光灯

破損防止のため、購入したときの箱に入れて(箱がない場合は袋に入れて)、「蛍光灯」と表示して出してください。割れてしまった蛍光灯は、中身が見える袋に入れて「割れた蛍光灯」と表示して出してください。

●乾電池

中身が見える袋に入れて「乾電池」と表示して出してください。

●その他水銀を含んだもの

中身が見える袋に入れて、品物の種類を表示して出してください。



発火物

収集日に、袋に入れずにそのままコンテナに入れてください。

- 卓上用ガスボンベ・ライター・殺虫剤・整髪用スプレーなど

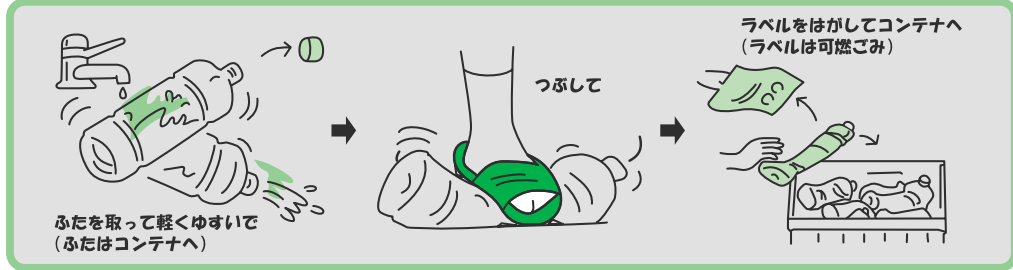


有害ごみ・発火物

無料

ペットボトル (飲食用)

ペットボトルにはPET(識別マーク)がついています。玉子パック等、マークがあっても出せないものもあります。



古紙



- ①新聞・雑誌(雑誌類)・牛乳パック・ダンボール
それぞれ種類ごとに分けてひもで十文字にしばって出してください。
- ②その他紙
しばることのできない小さな紙は紙袋に入れるか、雑誌等にはさんで出してください。
※古紙は種類ごとに収集していますので、収集時間に差が出ます。
- ③シュレッダー紙
透明か半透明の袋に入れて出してください。

古布

(衣類全般・タオル・シーツ・毛布・カーテン)
ひもで十文字にしっかりと束ねて出してください。
お願い!
雨の日はなるべく次回に出してください。雨に濡れると再利用できなくなる場合があります。
これは古布ではありません
キルティング・綿・綿入り製品→30cm未満に切って可燃ごみへ。50cm以上のものは粗大ごみです。

金属

(金属部分が90%以上で長さが50cm未満のもの)
例:やかん・なべ・フライパン
ペットボトルと一緒にコンテナに入れて出してください。

植木せん定枝 (長さが1m以下、太さ10cm以下の枝や幹)



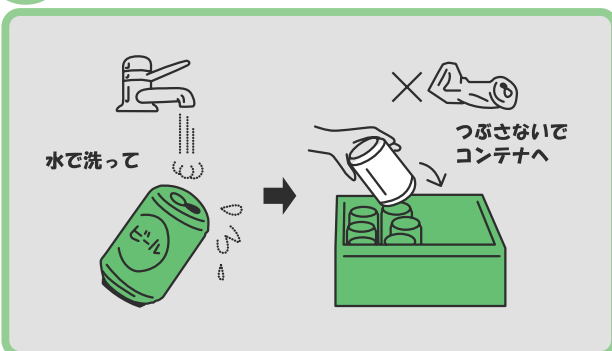
電話で予約してください。

1束ごとにひもでしばって出してください。小さな枝葉は任意の袋に入れて出してください。

※収集しないもの

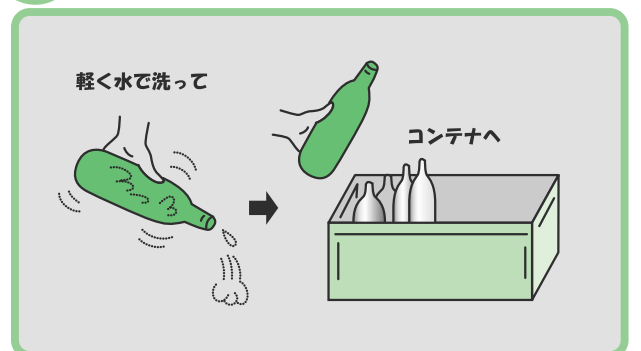
- ・シュロ
- ・はき集めたりして、異物(砂・土・草など)が混入したもの

缶 (飲食用のみ)



※缶はつぶさないで出してください。たばこの吸殻などの異物はいれしないでください。汚れのひどい缶や化粧品・薬品・油の缶は不燃ごみです。

ビン (飲食用・化粧品・飲み薬用)

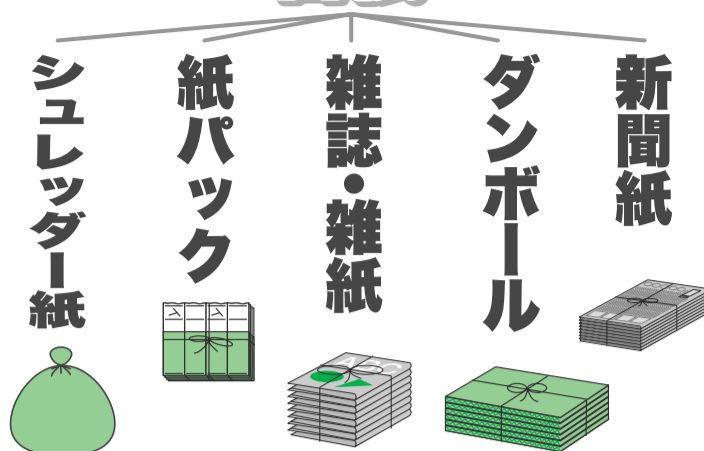


※ビールビン・一升ビンはできるだけ販売店に返しませう。汚れのひどいビンや、油のビンは不燃ごみです。

古紙の分別にご協力ください。

皆さまの分別へのご協力により、可燃ごみに含まれる資源物の量は減少傾向にあります。依然として資源になる紙が数多く混入されています。また、分別された古紙においても、種類ごとに分けられていないことがあります。分別の再確認をするために「ごみ・リサイクルカレンダー」で分別方法をご確認いただき、分別にご協力をお願いいたします。

古紙



種類ごとにそれぞれひもで十文字にしぼって出してください。
(シュレッダー紙は、透明か半透明の袋で出してください。)

古紙は種類ごとにリサイクルしています。古紙の種類によって収集時間が多少異なります。



再生紙の品質を守るために

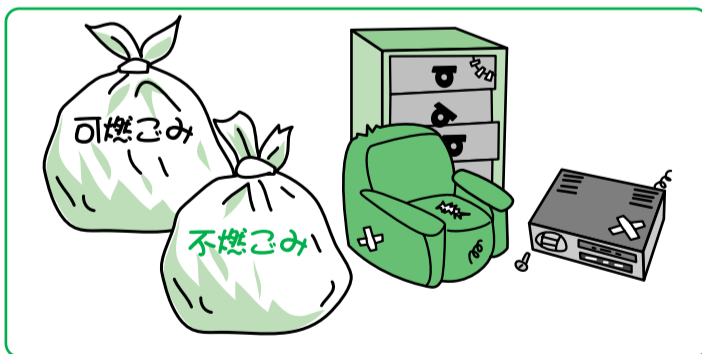
古紙の中に、紙の原料にならないものが入っていると、製紙工場で再生するときに妨げになります。金属やプラスチックはもちろんのこと、紙類であってもリサイクルできないものがあります。

古紙に混ぜないでください

- 臭いのついた紙 (石鹸箱・線香箱など)
- 粘着物の付着した紙 (シール・圧着はがきなど)
- ワックス加工された紙 (紙コップ・紙皿など)
- 感熱紙 (ファックス紙・レシートなど)
- 捺染紙 (アイロンプリントなど)
- 複写用紙 (カーボン紙・ノーカーボン紙)
- 写真
- 汚れた紙類

狛江のごみはこのように処理しています

みなさんのご家庭から分別して出されたごみは、大きく分けて2つの流れで処理しています。可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみは稲城市にあるクリーンセンター多摩川で燃やし、残った灰は以前は日の出町にある二ツ塚処分場に埋め立てていましたが、平成17年からはエコセメント化して再利用しています。資源物の中で、ビン・缶・ペットボトルは狛江市ビン・缶リサイクルセンターで処理した後資源化し、その他の資源物も収集後、資源化しています。



クリーンセンター多摩川



ビン・缶・リサイクルセンター
ビン・缶・ペットボトル



資源化



二ツ塚処分場とエコセメント化施設

知っていますか？4つのR

ごみ減量のためには大切な4つの「R」があります。一人ひとりが毎日の中で少しでも気を付けることによって、地球環境を守るための大きな力になります。今日から始めてみませんか？

第1の「R」Refuse(リフューズ)・・・断る

レジ袋・包装紙・わりばしなど・・・最近では必要かどうか聞いてくれるところも増えました。そこでさらにもう一歩、あなたからもアピールしてみてください。

「簡易包装をお願いします!!」



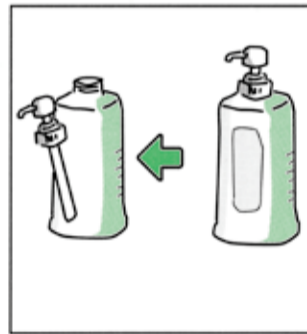
第3の「R」Reuse(リユース)・・・繰り返し使う

あなたにとって必要のなくなったものでも、他の人にとっては使えるものかもしれません。フリーマーケットなどを利用して、欲しい人に譲りましょう。市役所にも不用品交換コーナーがあります。のぞいてみてはいかがでしょう？



第2の「R」Reduce(リデュース)・・・減らす

シャンプー・リンス・洗剤など、同じものなら詰め替え製品を選びましょう。ごみになる量が違ってきます。



第4の「R」Recycle(リサイクル)・・・再生する

そしてどうしても捨てなければならぬものは、ごみと資源にきちんと分別しましょう。それによって、再生するための材料になります。それには再び物をつくるための材料になるマテリアルリサイクルと、熱資源として回収するサーマルリサイクルがあります。「あれ??リサイクルっていいことじゃないの?」そんな疑問を持つ方も多いと思います。

確かに、捨ててしまわずにリサイクルをする、ということはとても大切なことです。

しかし、大量に消費し、大量にリサイクルすることは地球環境にとって大きな負担を与えます。また、リサイクルのためにも多くの税金を使うことになってしまいます。

ですから、まずはごみになるものをなるべく家に入れない、本当に必要なものを大切に使うライフスタイルを考えてみてください。

生ごみ処理機購入費の一部を補助します

補助内容

●生ごみ処理機

1世帯に1基までです。

◆電動式生ごみ処理機の場合・・・購入価格の半額(100円未満切り捨て)を補助し、上限は18,000円です。

◆非電動式生ごみ処理機の場合・・・購入価格の半額(100円未満切り捨て)を補助し、上限は3,000円です。

●コンポスト

1世帯に2基までです。上限は3,000円です。

手続の流れ

- 1 清掃課で購入前に申請してください。
- 2 申請してから30日以内に購入してください。
- 3 必要書類をお持ちの上、清掃課で手続きをしてください。

資源物集団回収をはじめませんか？

資源物集団回収とは、営利を目的としない団体がビン・缶・古紙などを集め資源物を回収業者に引き渡すことで、回収量に応じた奨励金を支払う制度です。1kgあたり10円の奨励金は、団体の活動資金の財源として活用することができます。団体活動の活性化にお役立てください。条件としまして、おおむね20世帯以上の団体です。市では新たに資源物回収の活動をしていただける団体を募集しています。

対象となる資源物は？

古紙・古布・
ビン・缶・
ペットボトル・金属です。